

掛川市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月29日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員	延 長
1	第二区画 101号線	下俣字松ノ木 1011-1	十九首字十九首 4-1	新	3.30m～8.00m	316.50m
				旧	3.30m～8.00m	307.29m
2	第二区画 119号線	小鷹町60-1	下俣字十九首裏 1055-3	新	4.20m～9.98m	195.80m
				旧	4.20m～9.98m	183.54m
3	仏沢北線	入山瀬字仏沢 1005-1	入山瀬字小笠山 851-500	新	2.00m～7.00m	899.50m
				旧	2.00m～7.00m	919.50m